

## 初診時選定療養費についてのご案内

平成8年4月1日の健康保険法の改定で、厚生労働省は、地域の診療所と病院との役割分担と連携を進めるため、200床以上の病院に対して、他の医療機関の医師の紹介状がない場合には、初診時選定療養費として患者さんに自己負担を求めるよう決めました。

これは、地域に「医院・診療所」と「200床以上の病院」との機能分担を進め、「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」ことを目的として定められたものです。

当院（630床）では、いずれの診療科にも過去6ヶ月以上受診されてみえない方は、初診時選定療養費として 7,700円（税込み）をお支払いいただきます。

ただし、他院からの紹介状をご持参されている方、救急車により来院された方、または主治医の指示により受診期間が6ヶ月以上経過した方はこの限りではありません。また、健康保険法上、医科と歯科は別々としてとらえられています。お互いに関連のある傷病の場合を除き、医科と歯科それぞれでお支払いいただきます。

上記のことをご理解のうえ受診をしていただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、各外来受付にお尋ねください。

※初診とは（健康保険法より）

- ・江南厚生病院をはじめて受診する場合。
- ・患者さんが任意に診療を中止し、改めて受診される場合。